－今号の目次－

◆ 保育所における第三者評価の改訂について（厚生労働省） 1

◆ 「社会福祉法第55条の2の規定に基づく社会福祉充実計画の承認等について」の一部改正について（厚生労働省） 3

◆ 全国保育協議会　事務局体制（全社協） 4

**◆保育所における第三者評価の改訂について**

**（厚生労働省）**

令和2年4月1日、厚生労働省は各都道府県知事に標記通知を発出しました。

保育所における第三者評価事業については、平成17年5月26日付け雇児保発第0526001号、社援基発0526001号「保育所版の「福祉サービス第三者評価基準ガイドラインにおける各評価項目の判断基準に関するガイドライン」及び「福祉サービス内容評価基準ガイドライン」等について」により実施されており、当該通知においては、平成28年に改定が行われています。

また、平成30年には第三者評価基準のもととなる、全福祉サービス共通の共通評価基準が改定され、同年に改定保育所保育指針が適用となっています。

その改定の内容を踏まえ、福祉サービス第三者評価事業の全国推進組織である全国社会福祉協議会に設けられた「福祉サービス質の向上推進委員会」で、見直しに向けた検討が行われてきました。本委員会には、本会から大和忠広副会長も委員として参画し、保育現場からの意見を述べてきました。

本委員会での議論を取りまとめた今回の通知の改訂は、保育所保育指針の内容を踏まえるとともに、子どもの権利擁護の視点など保育の現場に合わせた評価基準等の見直しが行われています。

|  |
| --- |
| （全国保育協議会事務局抜粋・【注記】）保育所版における共通評価基準の解説版について※保育所での評価が効果的に行えるように、趣旨が変わらないように配慮して、以下のように言葉の置き換え、内容の加筆・削除、保育所独自の内容の付加を行っている。※なお、保育所における保育は、保育所保育指針をもとに行われているため、保育所保育指針を十分理解したうえで評価を行う必要がある。 1.共通評価基準の改定（1）「「福祉サービスの第三者評価事業に関する指針」の全部改正」の一部改正について」 （平成 30 年 3 月）〇厚生労働省より「「福祉サービスの第三者評価事業に関する指針」の全部改正」の一部改正について」（平成30年3月）が通知され、福祉サービス第三者評価基準ガイドライン、福祉サービス第三者評価基準ガイドラインにおける各評価項目の判断基準に関するガイドラインが改定された。〇この改正は、社会福祉法人制度の見直しなど、この間の関連制度の改正等による第三者評価事業を取り巻く環境の変化に対応するために行われたものである。（2）保育所版第三者評価基準ガイドラインの改定〇共通評価基準は、各福祉施設・事業所の種別に関わりなく共通的に取り組む事項に関し評価する基準であり、保育所版共通評価基準ガイドラインは、平成30年3月26日の「「福祉サービスの第三者評価事業に関する指針」の全部改正」の一部改正について」のもとに改定した。〇また、保育所での評価が円滑に実施できるよう、保育所保育指針や保育所における保育内容等を踏まえ、共通評価基準ガイドライン本来の趣旨が変わらぬよう配慮し、言葉の置き換えや解説の追加等を行った。2.言葉の置き換えについて【略】3.内容の加筆・修正、削除等について【下記参照】 |

例えば、「共通評価基準」の「Ⅰ　福祉サービスの基本方針と組織」では、次のように保育に関する考え方が追記されています。

|  |
| --- |
| （全国保育協議会事務局抜粋）Ⅰ 福祉サービスの基本方針と組織 Ⅰ-１ 理念・基本方針 Ⅰ-１-(１) 理念、基本方針が確立・周知されている。 1 Ⅰ-１-(１)-① 理念、基本方針が明文化され周知が図られている。評価基準の考え方と評価の留意点（2）趣旨・解説【新設⇒保育所保育指針に沿った内容が加筆されました。】○保育は、子どもの尊厳の保持を旨とし、子どもの心身の健やかな育成、その有する能力に応じ自立した日常生活を支援するものとして、良質かつ適切であることを基本的理念としています。 ○法人、保育所には、子ども一人ひとりの意向を十分に尊重して、その自己決定・自己実現が図られるよう子どもの権利擁護を基礎にした事業経営、保育の提供が求められます。 |

また、「内容評価基準」では、次のような修正が行われています。

|  |
| --- |
| （全国保育協議会事務局抜粋）・保育所での評価が円滑に実施できるよう、保育所保育指針の改定に合わせて、言葉の置き換えや解説の追加等を行っている。・主な読み替えA-1 保育内容　「保育課程」⇒「全体的な計画」A⑩ A-1-(2)-⑨ それぞれの子どもの在園時間を考慮した環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。「長時間にわたる保育のための環境」⇒「それぞれの子どもの在園時間を考慮した環境」 |

通知の本文、ガイドラインの新旧対照表等は全国社会福祉協議会「福祉サービス第三者評価事業」ホームページに準備が整い次第掲載されますので、ご参照ください。

■全国社会福祉協議会「福祉サービス第三者評価事業」ホームページ

<http://shakyo-hyouka.net/>

**◆「社会福祉法第55条の2の規定に基づく社会福祉充実計画の承認等について」の一部改正について**

**（厚生労働省）**

令和2年3月30日、厚生労働省は都道府県知事・指定都市市長・中核市市長に標記通知を発出しました。

本通知は、社会福祉法人の社会福祉充実計画について、事務処理基準が改正されたものです。社会福祉充実残額を単なる現状復旧のための修繕、補修などサービス向上に資するとは認められない事業に充当することはできません。

|  |
| --- |
| （全国保育協議会事務局抜粋・太字下線部が改正箇所）8　社会福祉充実計画案に係る所轄庁への承認申請【略】所轄庁においては、社会福祉充実計画の意義を踏まえつつ、法人の経営の自主性を十 分尊重するとともに、関係者への意見聴取を経て申請がなされているものであることも勘案して、次の内容について確認を行うこと。①～④【略】⑤　所轄庁が、社会福祉施設等の整備を行うことを内容とする社会福祉充実計画案を承認する場合において、単なる現状復旧のための修繕、補修などサービス向上に資するとは認められない事業に社会福祉充実残額を充当する内容となっていないか。（別紙１－参考①） 社会福祉充実計画記載要領1～3【略】4　資金計画①　各年における事業費について、社会福祉充実残額、補助金、借入金、事業収益、その他の内訳を記載すること。なお、社会福祉施設等の整備を行うことを内容とする事業を行う場合にあっては、単なる現状復旧のための修繕、補修などサービス向上に資するとは認められない事業に社会福祉充実残額を充当することはできないものであること。【以下略】 |

詳細は別添の資料1をご参照ください。

**◆全国保育協議会　事務局体制（全社協）**

令和2年4月1日、全国社会福祉協議会人事異動により、本年度の職員体制は下記のとおりです。引き続きまして、ご指導くださいますよう、何卒よろしくお願い申しあげます。

**人事異動のお知らせ（児童福祉部関係を中心に抜粋）**

 **(令和2年4月1日付）**

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 新 | 氏　名 | 旧 |
| 児童福祉部　副部長 | 平　井　庸　元 | 地域福祉部　副部長 |
| 中央福祉学院　副部長 | 山　下　朋　久 | 児童福祉部　副部長 |
| 民生部　部員 | 秋　田　菜　摘 | 児童福祉部　部員（保育士会担当） |
| 児童福祉部　部員（全保協担当） | 針　谷　妙　子 | 出版部　部員 |
| 児童福祉部　部員（全養協担当） | 髙　柳　嘉　彦 | 高年・障害福祉部　部員 |
| 児童福祉部　部員（保育士会担当） | 高 橋 亜 由 美 | 出向（社会福祉法人六親会） |
| 出向（社会福祉法人六親会） | 中 川 こ こ ろ | 児童福祉部　部員（全保協担当） |
| 児童福祉部　部員（社会的養護担当） | 池　本　容　子 | 新規採用 |
| 児童福祉部　部員（全保協担当） | 稲　葉　文　乃 | 新規採用 |
| 児童福祉部嘱託（全保協担当） | 下 立 耕 太 郎 | 新規採用 |
| 出向解除（3月31日付）（〔社福〕八尾隣保館） | 百　瀬　健　太 | 児童福祉部付（社会的養護担当） |

＊全国保育協議会・全国保育士会担当は、次のとおりです。

児童福祉部　部　長　　岩崎　香子

副部長　　平井　庸元

【全国保育協議会担当】

参　事　　安藤　紀彦

部　員　　針谷　妙子

部　員　　梶西　美智

部　員　　稲葉　文乃

嘱　託　　下立　耕太郎

【全国保育士会担当】

参　事　　辻本　和晃

部　員　　志村　宏祐

部　員　　高橋　亜由美

部　員　　福與　紗菜